

# UAゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン ユニオンニュース

第47号

2023年4月15日発行

発行責任者 船川 健吾

編集責任者 神余 秀紀



瑞祥会・ルボアユニオンHP

<https://zuishou-ru.com/>

## 2023年度 労働条件闘争経過報告

～すべての仲間が安心して働き続けていけるために～

UAゼンセンに加盟している組合は続々と新年度の賃上げについて妥結しています。通常、賃闘（春闘）は2月から開始され、3月末までに終結（妥結）、新たな年度を迎えます。それを横目に、私たちが妥結できるのはいつになるのだろうと若干不安になりますが、今までに6度の団体交渉を重ね、4月に入った現在も継続中です。

### 賃上げについて

今回いちばん時間を割いて交渉をしています。4%以上の物価高騰の中「社会情勢」「人員確保」「職員の生活苦」の、3つの側面から大幅な賃上げを訴え続けてきました。

正社員1号俵、フルタイムパート夜勤あり30円、フルタイムパート夜勤なし20円、左記以外10円の昇給の回答は変わっていません。世間が大幅な賃上げを実現している中、「平均2,000円の昇給」「新規雇用が見込めない（人員不足解消の目途が立たない）」という回答は、物価上昇で生活がますます苦しくなるのでダメだと、声を大にして訴え、交渉を続けます。

### 年末年始手当の新設について

12月30日から1月3日までの年末年始期間に勤務した職員に支給されることになりました。

日勤者（8時間勤務以外）500円、日勤者（8時間勤務）1,000円、夜勤者2,000円となります。支給額については賛否あると思いますが、昨年から訴え続けていた手当の新設がまずは認められました。

### 一時金について

6月の賞与に「物価高騰対応一時金」という名目で支給されます。正社員とフルタイムパートには20,000円、週30時間以上勤務しているパートには13,000円、週30時間未満のパートには6,500円上乗せして支給されることが決まっていますが、「増額」と「働き方の違いに関係なく一律の金額を支給」を要求しています。「予算が決まっている」という話も出ましたが、そもそも組合の要求している「組合員の生活救済」になりませんので、次回団交でも要求と交渉をします。

### 定年後再雇用の際の賃金について

昨年度の団体交渉で「定年後も勤務時間や業務内容が大きく変わらない職員については基本給を継続してもらいたい」と要求しており、何らかの回答をもらえることになっていました。しかし、ここまで回答がなかったため、今回あらためて質問しました。次回回答があります。

### 積立年次有給休暇について

積み立ての期間が年次有給休暇と同様の2年間に延長され、「就業規則に規定された子の看護および介護状態にある家族の介護」「法人が出勤停止を命じた場合」「子の入学式、卒業式」にも使用範囲が拡大されます。

### 退職金について

毎年「1級職員が2級職員になった場合は、1級職員として勤務していた期間も算定すること」を要求しています。これは、1級職員は正規職員と変わらない業務内容であることや正規職員と同じ貢献をしていることをだれもが知っているからです。この件については今後も交渉を続けます。

そのほか、住居手当・始末書・夜勤の就業時間統一など含め交渉経過はホームページでご確認ください。

## 組合員日帰り研修会&10周年事業ボウリング大会のご案内

U Aゼンセン香川県支部より行事案内です。参加費は組合で負担しますので興味がある方はぜひご参加ください。  
詳細および申し込みは、所属支部長までご連絡ください。

### 1. 友愛の丘日帰り研修会

開催日 2023年6月11日(日)  
場 所 岡山・U Aゼンセン中央教育センター「友愛の丘」 岡山県岡山市北区建部町福渡 1188  
参加費 3,000円/人(バス代、バーベキュー代含む)  
内 容 労働組合の基礎知識、楽しく学べる共済研修、友愛の丘施設見学、バーベキュー交流会  
集合場所 東讃・中讃地区 マルナカスーパーセンター宇多津店 駐車場  
9:20集合 9:30出発 19:00帰着(予定)

### 2. IKI・IKI ライフクラブ共催 10周年事業ボウリング大会

開催日 2023年6月10日(土) 14:00~ 【13:30より受付開始】  
場 所 丸亀スターボウル 香川県丸亀市土器町東6丁目457-1  
参加費 1,000円/人(2ゲーム代、靴代、景品代含む)  
競技方法 1) 一人2ゲーム、順位は2ゲームトータルとする  
2) 女性には1ゲーム20点、ハンディキャップを与える

## 『ワークルール豆知識』(第4回)

皆さんチャレンジしてみてくださいね(^\_^)/

正解した方の中から抽選で10名の方に商品券などの景品をプレゼントいたします。参加される方は下記応募用紙に  
氏名・施設名・解答を記入し、所属支部長まで提出してください。(2023年6月27日を締め切りとします)

問題: 時間外労働について、正しいものをひとつ選んでください。

- ① 使用者は労働者の過半数を代表する者と協定を結ばなければ、労働者に時間外労働をさせることができない。
- ② 1日7時間勤務の労働者を8時間働かせた場合、1時間分は割増賃金を支払わなければならない。
- ③ 使用者は、1か月に60時間以上時間外労働した労働者の割増賃金の割合を下げることができる。
- ④ 割増賃金の割合は、使用者が自由に決められる。

### 第3回答え合わせと解説

正解は④ 労働協約とは、使用者側(法人)と労働組合の間で結ばれる、労働条件などの取り決めのことです。  
『労働基準法第92条』によれば、就業規則は労働協約に反して作成することはできないとされています。つまり、  
労働協約における労働契約などに関する取り決めの効力の方が、就業規則よりも強いものであり優先されます。

3月28日の執行委員会にて厳正なる抽選の結果、湊荘1名・サン未来1名・サンライズ屋島7名・すずかけの径  
1名の計10名の方に商品券(1,000円分)を贈らせていただきました。

✂-----キリトリ-----

### ワークルール豆知識応募用

第____回	氏名	施設名	解答	
加入申込書			申込日	年 月 日
氏名	フリガナ	生年月日		
住所	〒			
電話番号				
施設名		経験年数	年	ヶ月
職種		雇用区分	正社員	パート